

3. 技能実習生受入れの方式

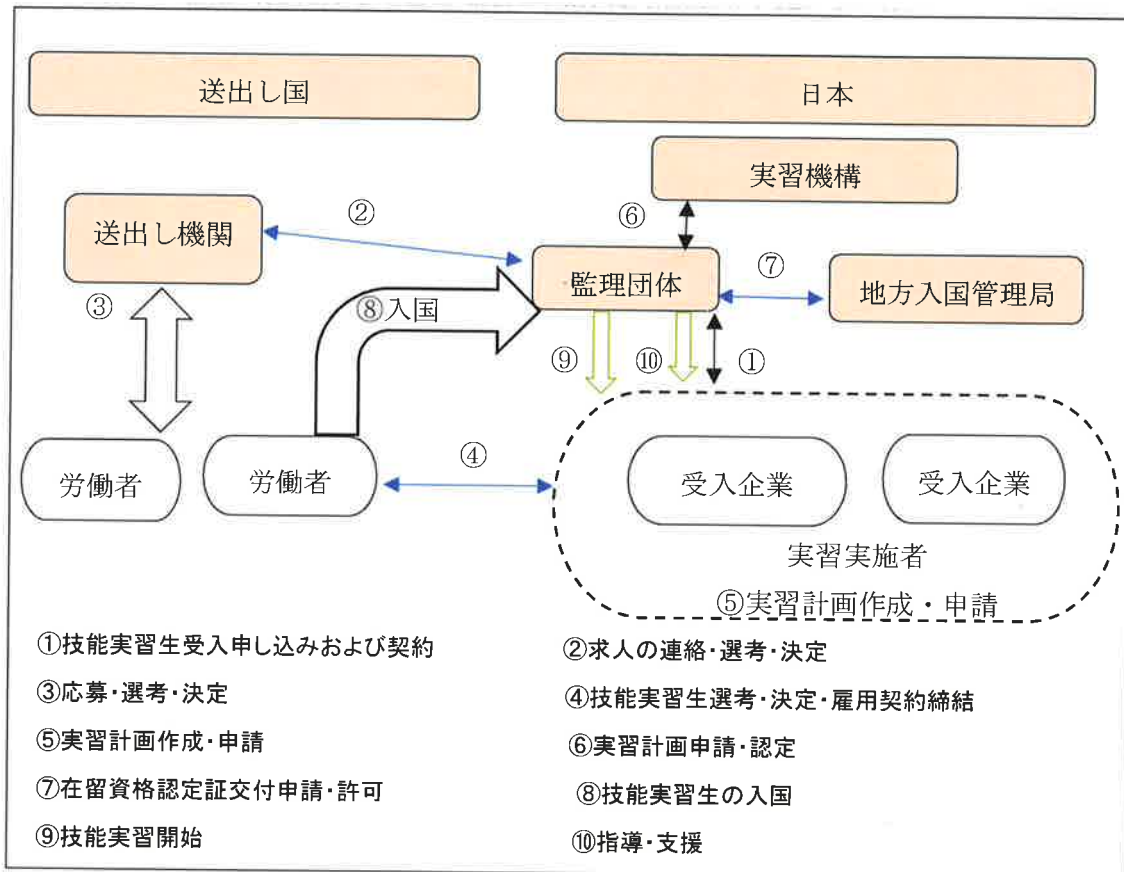
受入れの方式として、2種類ありますが、当組合は「団体監理型」で技能実習生を受け入れています。

企業単独型

日本の企業等(実習実施者)が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の社員を受け入れて技能実習を実施する方式

団体監理型

事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体(監理団体)が技能実習生を受け入れ、組合員企業(実習実施者)で技能実習を実施する方式



5. 技能実習生の選抜～事前準備～入国～帰国までの流れ

【選抜】

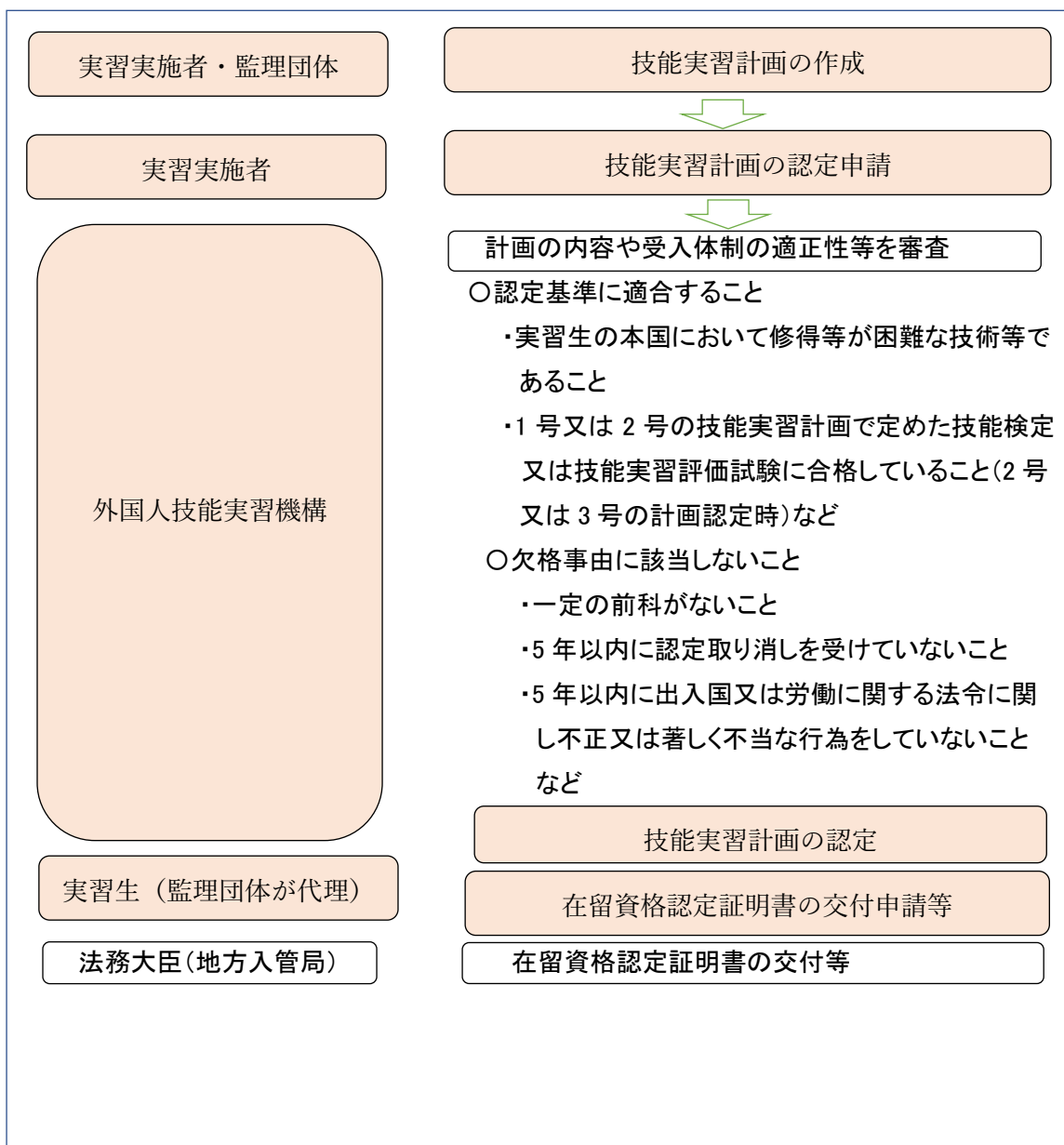
- ・現地送出し機関と協力し、雇用条件書を提示し技能実習生の選抜を行います。

約 6 か月前

【事前準備】 人選決定～入国

- ・決定した技能実習生と雇用契約を締結します。
- ・入国前講習(日本語、日本文化、習慣等)を実施します。(1 か月～3 か月間)
- ・技能実習生の健康診断実施
- ・現地送出し機関に、技能実習生として日本に入国するために必要な書類準備および手続きを依頼
- ・実習実施者に技能実習生受入れに必要な書類等の連絡、送付のお願い
- ・技能実習計画の認定申請

実習実施者は、実習監理を受ける監理団体の指導を受け、技能実習計画を作成・申請し、外国人技能実習機構から認定を受ける必要があります。



査証申請・許可



実習生の受入れ

計画作成にあたってご留意いただきたい点

- * 各事業所ごとに適切な体制・事業所の設備、責任者の選任が求められます。
 - ・技能実習責任者(技能実習の実施に関する責任者):技能実習に関与する職員を監督できる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員(講習は、経過措置として、2020年3月31日まで適用なし)
 - ・技能実習指導員(技能実習生への指導担当):修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員
 - ・生活指導員(技能実習生の生活指導を担当):常勤の役職員

【入国～技能実習～帰国】

1年目	技能実習1号	入国 講習 実習	在留資格「技能実習1号口」 講習(座学) ・監理団体で約1か月間実施(雇用関係なし) 実習 ・実習実施者で実施(雇用関係あり) * 監理団体による訪問指導・監査
2年目	技能実習2号	実習	在留資格の変更「技能実習2号口」 ①対象職種:送出し国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種 ②対象者:技能検定基礎級相当の学科および実技試験に合格した者 * 監理団体による訪問指導・監査 一旦帰国(1か月以上)
3年目	(在留期間更新)		
4年目	技能実習3号	実習	在留資格の変更「技能実習3号口」 ①対象職種:技能実習2号移行対象職種と同一 ②対象者:技能検定3級相当の実技試験に合格した者 ③監理団体および実習実施者:一定の明確な条件を満たし、優良であることが認められるもの * 監理団体による訪問指導・監査
5年目	(在留期間更新)		

			技能検定 2 級相当の実技試験の受検が必須 帰国
--	--	--	-----------------------------